

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35～40% 未満	30～35% 未満	25～30% 未満	20～25% 未満	20%未満
人 口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町	区分	広域・委託（社協）
キーワード	定住自立圏広域連携、当事者参加、ニーズ調査、市民後見人活動支援		

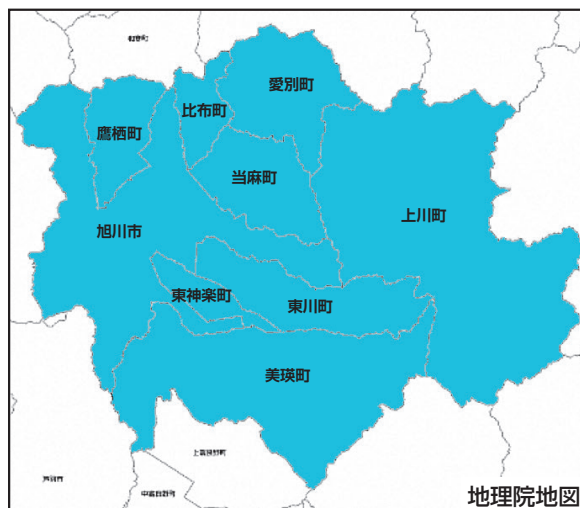
1 市 8 町による定住自立圏活用による社協への広域委託

I. 概 要

1. 自治体概要（※1市8町の合計値）

人 口	387,196人
面 積	3471.2km ²
高齢化率	33.4%
地域包括支援センター	19か所
日常生活自立支援事業利用者数	15人
障害者相談支援事業所	10か所
療育手帳所持者数	4,883人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	3,468人

（2018年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は2018年度実績）



2. 成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
749人	541人	124人	70人	14人

（2018（H30）年12月末時点）

②市長申立て件数

年 度	2016年 (H28)	2017年 (H29)	2018年 (H30)	2019年 (R1)
件 数	23件	15件	21件	8件
内 高 齢 者	16件	13件	14件	7件
内 障 害 者	7件	2件	7件	1件

（2019（R1）年度は8月末時点）

③市民後見人養成状況等

養成者数 (累計)	後見受任者数	法人後見 支援員 (実働数)	日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数)
119人	15人	—	—

（2018（H30）年度末時点）

3. 事例のポイント

▶ 1 市 8 町定住自立圏の枠組を活用

上川中部定住自立圏域（1市8町）で成年後見推進事業の実施に関する協定を締結。事業実施要領にて、中心市である旭川市が支援機関（センター）を設置し、事務局を旭川市に置くことを定めた。
※「定住自立圏域」については「ポイント解説 P.198～」を参照ください。

▶ 成年後見制度活用促進事業の試行と

「事前型受任調整会議」の開催

地域ケア会議等で緊急に制度利用が必要で代替手段がない等と判断された案件は、「事前型受任調整会議」を行い、適切な候補者を検討したうえで申立等につなぐ。

▶ 市民後見人は、地域の福祉の担い手

市民後見人は単独受任で活躍、センターは市民後見人が力を活かせるよう、養成から受任中まで、きめ細かく支援。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	広報・相談、 窓口周知
調整	相談受付の工夫
他制度との連携	受任調整会議
市町村長申立	推薦 後見人候補者
市民後見人養成	親族申立の 相談・支援
法人後見	親族申立の 相談・支援
活用	補助・保佐の 活用
任意後見制度	モニタリング・ バックアップ
取り扱い	意思決定支援
連携	協議体、合議体 の設置
連携	当事者団体との 連携
不正防止（効果）	専門職団体との 連携

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2010 (H22) 年 10月	1市7町で上川中部定住自立圏形成協定を締結。 Point 1
2011 (H23) 年 11月	旭川福祉後見支援研究会※が、ニーズ・実態調査を実施、検討報告書「～『地域社会が支える成年後見制度』の実現を目指して～」により旭川市に提言。
2012 (H24) 年	旭川市が「成年後見制度利用支援体制検討委員会」を設置、旭川成年後見センター(仮称)の構想を検討。
2013 (H25) 年	旭川成年後見支援センターを設置、旭川市社協が運営を受託。 Point 2 市民後見人養成事業を開始。
2014 (H26) 年 1月	1市8町で上川中部定住自立圏形成協定を締結。 市民後見人の受任開始。
2019 (H31) 年 3月	第4期旭川市地域福祉計画に、成年後見制度利用促進市町村計画を位置付けて策定、既存のセンターの仕組みを活かし、中核機関の設置を定めた。



POINT



Point 1

上川中部圏域における自治体連携の枠組みはもとからありましたが、H22年度より1市7町による定住自立圏域の枠組みができました。

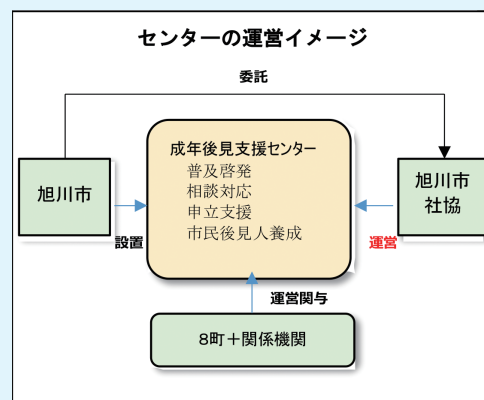
平成25年度には1市8町での協定に変更、中心市である旭川市が福祉保険部福祉保険課に事務局を置き、運営要綱を定め、構成町と調整をはかりながらセンター運営を進めています。



Point 2

センターの運営イメージは、旭川市が成年後見支援センターを設置、8町と関係機関が運営関与、旭川市社協が受託、という関係です。

また、社協との委託契約は、定住自立圏域の中心市で事務局を担う旭川市が旭川市社協に委託しています。



旭川市が検討をはじめたきっかけは何でしょうか？

当事者団体や専門職、福祉団体が中心となり、「旭川福祉後見支援研究会」を立ち上げ、福祉ニーズに着目したニーズ・実態調査を行いました。

その結果、必要があるにも関わらず成年後見制度利用に至っていない潜在的なニーズを持つ方が2000名以上いることが明らかになりました。

研究会より、「初期相談から利用支援まで一体とした取り組み、関係する諸機関・団体がネットワークを形成し、活動展開が可能となるような、『公的な専門機関設置』が必要」との提言を受け、市で検討委員会を設置することになりました。



Ⅲ. 上川中部圏域における体制の特徴について

1. 中核機関の体制

上川中部圏域では、上川中部定住自立圏域成年後見推進事業協定・実施要領に基づき、1市8町が連携し、旭川成年後見支援センターを中核機関と位置付けています。

センターは旭川市社協が運営を受託しており、担当者は、職員5名（うちセンター長および相談員3名は社会福祉士や精神保健福祉士）です。

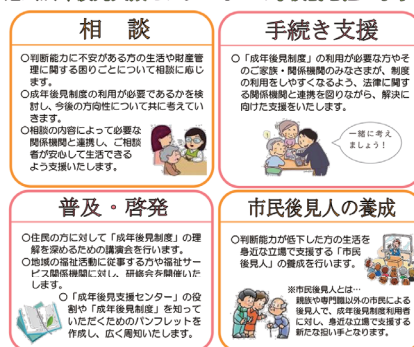
センターでは、主に、相談、成年後見制度の手続き支援、成年後見制度の普及・啓発、市民後見人の養成・受任中の支援を行っています。

8町は1次的な相談窓口対応を行い、2次的にセンターが相談を受ける体制をとっています。旭川市では毎年4月頃各町を訪問、困っていることを聞き取り、また市町長申立ての場合には情報提

供を行っています。

なお、広報・制度の普及啓発活動や、ケースのアセスメントに関しては、センターが直接行っています。また、センターは市町の窓口担当職員向けの研修も行っています。

旭川成年後見支援センターはこんな役割を担います！



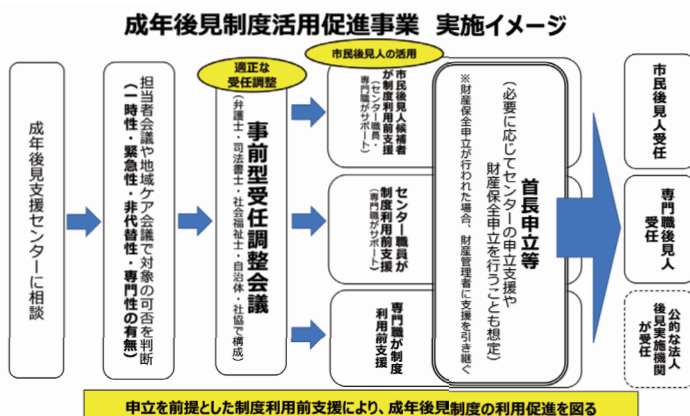
2. 成年後見制度「事前型受任調整会議」の開催

センターが2019（R1）年度より試行している「成年後見制度活用促進事業」では、相談から、ケースの検討、事前型受任調整会議が別図フロー図のように位置付けられています。

相談があると、まずは、担当者会議や地域ケア会議において、成年後見制度の対象となるのか、一時性、緊急性、非代替性、専門性の有無について検討が行われます。

成年後見制度の利用が適切と判断された場合、次の段階として、「事前型受任調整会議」が行われ、市民後見人、

専門職、センター職員のだれが制度利用前の支援に関与するのかを決め、スムーズな制度利用につなげています。



3. 市民後見人は、地域の福祉の担い手

センターでは、圏域1市8町を対象に市民後見人の養成、および、活動支援を行っています。

旭川市社協では、福祉のまちづくりにおいて以前より住民参加型の活動を展開しており、住民の力を信じ、市民後見人が地域の福祉の担い手として活躍することをバックアップしています。

旭川市の市民後見人は、主に低所得、身寄りがなく、紛争性がない案件について、単独で選任されています。

受任の初動期（1～2か月）には、センター職員が市民後見人とともに動き、活動を支援しています。

またセンターでは、3か月毎に市民後見人と定期面談を実施し、財産管理に関する報告書の確認及び被後見人等の状況や市民後見人の活動状況についての確認を行っています。

担当者より

後見を必要とする人がいままで制度に結び付いていない実情があったのではないのでしょうか。制度を必要とする人にマッチングすることで、「助かったよ」という声を聞くことで、うれしく感じています。

センターができたことで、権利擁護をみんなで考える風土や空気ができ、支援を必要とする人をみんなで支えよう、という考えが共有されてきたように思います。



旭川成年後見支援センターにおける市民後見人像

1 定義

市民後見人とは、家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民のことであり、行政が設置する旭川成年後見支援センターによる養成と活動の支援を受けながら市民としての特性を活かした後見活動を地域における第三者後見人の立場で展開する権利擁護の担い手のことである。

2 市民後見人の要件

- ・年齢満25歳以上の一般市民の方
- ・旭川成年後見支援センター業務担当市町村内に居住している方
- ・旭川成年後見支援センターが開催する市民後見人養成研修を修了し、制度に関する基礎知識を修得している方
- ・倫理観や規範意識を持っていて活動意欲が高く、報酬の多寡にとわられず、後見活動を安定的、継続的に実行できる健康状態や生活状態にある方
- ・被後見人の立場に立って地域に根ざした活動ができる方
- ・任意後見受任者や任意後見人、成年後見人等になっていない方
- ・弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、税理士会などの専門職団体に後見候補者として登録していない方

3 受任案件の対象者

- ・紛争性が少ない方
- ・高額な財産をもたない方
- ・低所得者
- ・頼れる親族がいない方
- ・見守りや寄り添いなど地域、近隣による支援が必要な方
- ・コミュニケーションや対人援助等の専門的な技術を要しない方

4 受任形態

- ・個人受任（専門職等との複数後見もあり）
- ・1人1件の受任を原則とする

5 選任方法

- ・専門職等で構成する受任調整会議にて事実ごとに選考する

6 報酬

- ・家庭裁判所への報酬申し立ては妨げない

7 受任までのおおまかな流れ



■参考URL 連絡先

●旭川市福祉保険部福祉保険課

TEL：0166-25-6312

URL：https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/dept/40000000/40050000/index.html

●旭川成年後見支援センター

TEL：0166-23-1003

URL：http://www.asahikawa-shakyo.or.jp/kouken/